

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：私立学校振興費

事業名 私立高等学校等就学支援補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 私学振興・青少年課 私学助成係 電話番号：058-272-1111 (内 2461)

E-mail：c11151@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,119,999 千円 (前年度予算額：2,855,214 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-----------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 2,855,214 | 2,855,214 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要求額 | 3,119,999 | 3,119,999 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

国の平成22年度当初予算により、私立高等学校等の生徒の学費負担の軽減を目的として、「高等学校等就学支援金」制度が創設された。26年度からは、さらに公私間格差是正や低中所得者層の教育費負担の軽減を図るため、所得制限導入及び加算拡充等の制度見直しがされた。

令和2年度からは、低中所得者層の支給限度額が引き上げられ、世帯年収590万円未満の生徒については、授業料が実質無償化。

(2) 事業内容

【法定受託事務】

- ・県内の私立高等学校等に在籍する生徒が、学校設置者を通じて県に申請し、学校設置者が生徒に代わって就学支援金を受領して授業料に充当する。必要な経費は、国から県へ全額交付される。
- ・支給期間の上限は、全日制36月、通信制48月まで支給。
- ・月額授業料を設定する学校(課程)の生徒については、公立高等学校授業料相当額(月額9,900円)または私立高校の平均授業料を勘案した額(同33,000円)を支給。

- ・単位あたり授業料を設定する学校（課程）の生徒については、1単位4,812円に履修単位数を乗じた額を基本とし、保護者等の課税所得を基準に判断し、基本額または、私立高校の平均授業料を勘案した額を支給。（通算上限74単位、年間上限30単位まで）まで支給。
- ・支給対象は、いずれも世帯年収910万円未満の生徒に限られる。

（3）県負担・補助率の考え方

【補助率】 国 10／10

（4）類似事業の有無

- ・私立高等学校等授業料軽減補助金
…就学支援補助金に上乘せする形で、授業料に対して補助。
- ・私立高等学校等中途退学者学び直し支援補助金
…中途退学者が高等学校等で学び直す場合に、支援金相当額を補助。

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-----------|-------------|
| 補助金 | 3,119,999 | 就学支援金（私立学校） |
| 合計 | 3,119,999 | |

決定額の考え方

4 参考事項

（1）国・他県の状況

高等学校等就学支援金の支給に関する法律による法定受託事務であり、すべての都道府県が適用される。

（2）事業主体及びその妥当性

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定により、私立高等学校等に係る就学支援金の受給資格の認定及び支給は、県が行うこととされている。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
受給要件（年収 910 万円未満の世帯）を満たす生徒に対して、保護者等の収入に応じ段階的に就学支援金を支給する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 | 指標の推移 | | 現在値 <small>（前々年度末時点）</small> | 目標 | 達成率 |
|-----|-------|-------|-----|---------------------------------|-----|-----|
| | (H) | (H) | (H) | (H) | (H) | % |

○指標を設定することができない場合の理由

低所得者に対する修学支援金のため、数値目標設定ができない

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
県内の私立高等学校等に在学する生徒（約 10,700 人）に対し、就学支援金を支給した。

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
公私間格差是正のための加算拡充等制度見直しにより、令和 2 年 4 月以降の加算額が県内私立高校の授業料平均額まで増額されたことで、低中所得世帯への教育費負担の軽減に貢献している。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い | |
| (評価) ○ | 高等学校等への進学率は約 98%に達し、国民的な教育機関となっており、教育の効果は広く社会に還元されるものであることから、その教育費について社会全体で負担していくという点で必要性が高い。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない | |
| (評価) ○ | 家庭の状況にかかわらず意志ある高校生等が、私立高等学校等で安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担軽減が図られている。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある | |
| (評価) ○ | 学校設置者が生徒の代理で受領し、授業料と相殺することになっており、簡便かつ確実に授業料負担の軽減が図られている。 |

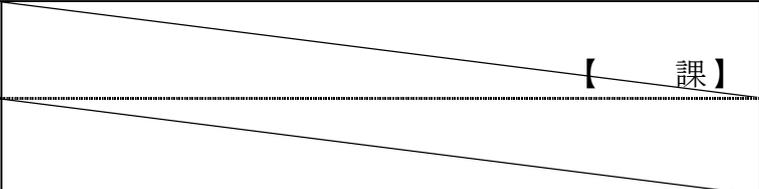
(今後の課題)

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>令和 2 年 4 月からの加算額の増額により、低中所得者層のさらなる教育費負担の軽減を図っているため、対象の生徒が増加することが見込まれる。</p> |
|---|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>保護者等の教育費負担の軽減を図ることを通じて、教育の機会均等に資することができるよう、対象となる私立高等学校等生徒に対して、今後も就学支援金を支給する。</p> |
|--|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|--|--|
| 組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 組み合わせる理由や期待する効果 など |  |
|--|--|